

限度額適用認定申請書

職員番号（独法職員のみ）

地方職員共済組合大阪府支部長 様

申請日 令和 年 月 日

下記のとおり申請します。

※原則、申請日の属する月の1日から1年間有効な証を発行します。これによらない場合を希望される場合は、利用予定年月に任意の年月を記入してください。

< 利用予定年月 令和 年 月 >

組合員	組合員 記号番号	組合員（記号）番号	(地・大阪)	所属名
	氏名	生年 月日		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
	住所			
適用認定 対象者	<input type="checkbox"/> 組合員本人 <input type="checkbox"/> 被扶養者（続柄： <input type="text"/>) <small>※いずれかに☑をつけてください。 ※対象者が組合員本人の場合は、氏名・生年月日・住所の記入は不要です。</small>			
	氏名	生年 月日		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
	住所	※組合員と同居の場合は記入不要です。		

限度額適用認定証の送付先

- 所属所 組合員の住所
 その他（)

※原則、所属所に☑をつけてください。所属所（職場）宛てに通送又は郵送で送付します。
 ただし、お急ぎでご入用の場合や休業等で職場での受け取りが困難な場合は、組合員の住所や任意の住所へ郵送しますので、
 組合員の住所又はその他に☑をつけてください（郵送は普通郵便に限りです）。

日中の 職場（ 代表・ 直通） Tel: 内線：
 連絡先 又は 自宅・ 携帯 Tel:

代理申請（※組合員以外の方が申請する場合に記入してください。）

氏名		組合員との関係	
住所			
代理申請の理由			

【添付書類】 原則不要です。ただし、低所得（住民税非課税等）に該当する場合は、当該年度（療養を受ける月が4月から7月の場合には前年度）の住民税非課税証明書の原本を添付してください。

※以下、共済使用欄（記入不要）

共済受付 /処理欄	受付日	年 月 日	所属所受付 /処理欄	受付日	年 月 日
	処理日	年 月 日		処理日	年 月 日

限度額適用認定申請書

職員番号 (独法職員のみ)

地方職員共済組合大阪府支部長 様

年 10 月 〇〇 日

大阪府所属の組合員は、所属名を記入してください。

例：福祉総務課、なにわ北府税事務所

独立行政法人所属の組合員は、所属機関名を記入してください。

例：大阪急性期医療センター、大阪産業技術研究所森之宮センター

令和 7 年 12 月 >

所属名

総務サービス課

組合員

記号番号

3 0 1 2 3 4 5 6 7 8

氏名

共済 太郎

生年

昭和 平成 令和

月日

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住所

大阪市中央区〇〇町〇丁目〇-〇

適用認定
対象者

組合員本人

被扶養者 (続柄: 二男)

※いずれか

※対象者が

対象者が扶養者の場合は、組合員本人との続柄を記入してください。

氏名

共済 次郎

生年

昭和 平成 令和

月日

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住所

※組合員と同居の場合は記入不要です。

組合員の住所以外への郵送を希望される場合は、「その他」に
つけて、カッコ内に任意の住所を記入してください。

限度額適用認定証の送付先

所属所 組合員の住所

その他 ()

※原則、所属所に☑をつけてください。所属所(職場)宛てに送付又は郵送で送付します。

ただし、お急ぎでご入用の場合や休業等で職場での受け取りが困難な場合は、組合員の住所や任意の住所へ郵送しますので、
組合員の住所又はその他に☑をつけてください(郵送は普通郵便に限ります)。

日中の 職場 (代表・ 直通)

Tel :

内線 :

連絡先 又は 自宅・ 携帯

Tel : 090-XXXX-XXXX

代理申請 (※組合員以外の方が申請する場合に記入してください。)

氏名

共済 花子

組合員との関係

配偶者

住所

組合員と同居

代理申請の理由

組合員本人が他県に出張中で不在のため

【添付書類】

原則不要ですが、低所得(住民税非課税等)に該当する場合は、当該年度(療養を受ける日が1月から7月の

※以下、共済使用欄

受付日

※70歳以上の組合員及び扶養者については、資格確認書を医療機関の窓口で提示することで、限度額までの支払いとなりますので、限度額適用認定証を発行することはできません。

共済受付
/処理欄

処理日

※マイナンバーカードを健康保険証として利用できる手続きがお済みの方につきましては、医療機関・薬局の受診時に限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。